



自転車用ヘルメットの安全基準を改正

～電動車いす等用ヘルメット、走行遊具用ヘルメット
の基準を新設してより高い安全性を確保～

2006年3月31日
財団法人製品安全協会

(財)製品安全協会は、自転車交通事故等による頭部傷害の現状、諸外国の規格・基準の現状等を考慮しつつ、自転車用ヘルメットの頭部保護性能の更なる向上を図ることを目的に自転車用ヘルメットについてのSGマーク安全基準を改正し、また、「電動車いす等用ヘルメット」及び「走行遊具用のヘルメット」の基準を新設することにしました。

1. 改正の概要

(1) 電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメットの基準の新設

今回の安全基準の改正では、自転車・自転車用幼児座席と同様に走行時に転倒の危険が指摘されている電動車いす等高齢者用乗物や走行遊具(ローラスケート、スケートボード、インラインスケート、キックスケーター、一輪車等)に使用するヘルメットについても検討し、転倒等の状況を考慮すると、頭部に対する衝撃は同様であると考えられることから、新たに電動車いす等用ヘルメット及び走行遊具用ヘルメットの基準を新設することとしました。

(2) 衝撃吸収性能の強化

衝撃吸収性能の強化を行うこととし、路面などの平面への衝撃を想定した場合の衝撃の大きさを従来の1.5倍まで吸収できるよう衝撃吸収性能を強化しました。(従来の基準では、1mの高さから落下した場合の衝撃を吸収する性能を求めていましたが、今回は1.5mの高さから落下した場合(衝撃時の速度は毎秒5.42m)の衝撃でも吸収する性能を求める基準となりました。)

また、転倒時にガードレールや縁石の角部などの凸凹部や突起物に頭部が衝突することもあることから、新たにこれらの衝撃も想定した基準を導入しました。

さらに、電動車いす等用ヘルメット及び幼児向けヘルメットでは、転倒時に側頭部を強打することが多いことから、新たに側頭部を保護するための基準を導入しました。

(3) その他

転倒時のヘルメットの脱落を防止するため、あごひもの強度を約3倍に強化するとともに、ヘルメットの脱げにくさに関する基準を新たに導入しました。

また、屋外で使用することから、ヘルメットの方法(帽体やあごひも等)について、太陽光による劣化を抑えるための新たな基準(耐光性)を導入するとともに、夜間走行時の安全性(自動車等からの視認性)を確保するために反射材について新たな基準を定めました。

2. 改正の背景

(1) 自転車による死亡事故の多発

- ① 2004 年中に発生した自転車乗車中の交通事故による死傷者数は 190,251 人で、全交通事故死傷者数(1,190,478 人)の 16.0 %となっている(死者・重傷者数は 14,861 人で全交通事故(80,135 人)の 18.5 %を占め、死者数は 859 人で全交通事故死者数(7,358 人)の 11.7 %を占めている。)(「交通統計(平成 16 年版)」)
- ② 交通事故の際の自転車乗員の損傷主部位別の死傷者数をみると、脚部が 41.0 %と最も多く、次いで腕部 17.4 %、頭部 14.0 %となっているものの、**死亡者数で見ると頭部が最も多く全体の 68.1 %を占めている。**(「交通統計(平成 16 年版)」)

(2) 自転車同乗中の幼児の事故の急増

- ① 1995 年と 2004 年の死傷者数を比較すると、全体で 37.4 %の増加であるが、6 才以下の**幼児の自転車同乗中の死傷者数は 2 倍以上(113.4 %増)**となっている。また、65 才以上の高齢者についてみると、死傷者数は 30,901 人で自転車乗車中の死傷者数の 16.3 %であるものの、死亡者数は 511 人で自転車乗車中の死亡者数の 59.5 %を占めている。(「交通統計(平成 7 年版・平成 16 年版)」)
- ② 幼稚園児の保護者に対するアンケート調査によると、**幼児の保護者の 3 人に 1 人以上が幼児座席使用時に転倒事故などにより子供にケガをさせた経験があるとしており、36 %が頭部にケガをしている。**(東京大学医学部大学院医学研究科宮本伸哉医師の調査結果)
- ③ 財団法人全日本交通安全協会「自転車に同乗する幼児の事故実態等に関する調査報告書」(2005 年 9 月)によると、全国の幼稚園児又は保育所在所児の保護者に対する調査の結果、全体で 59.8 %が子供との自転車同乗経験があり、そのうち、13.1 %が自転車同乗時の事故により子供にケガをさせて経験があるとしており、ケガの部位としては「足・脚」が 43.6 %と最も多く、次いで、「**頭**」17.7 %、「手・腕」16.1 %であった。

(3) 電動車いす利用中の高齢者の事故の急増

電動車いす利用中の交通事故死傷者数は 1990 年に 36 人だったものが、2002 年に 206 人と年々増加の傾向にある。また、65 才以上の高齢者が事故全体の約 70 %を占めている。(「財」交通事故総合分析センター「イタルダイnfォメーション No.49」2004 年 3 月)

(4) 走行遊具の転倒の危険性

SG マーク表示製品であるローラスケート、スケートボード、インラインスケート及びキックスケートなどの走行遊具は、製品の特性から使用時にバランスを崩したりして転倒することがあり、転倒時のケガ、特に深刻な事故に結びつく頭部のケガを軽減するためにヘルメットの着用が必要である。走行遊具使用時のヘルメット着用促進を進めるためには、安全なヘルメットの供給が重要であり、各界から走行遊具用ヘルメットを SG マーク制度の対象としてほしいとの要望がなされていた。

3. 改正の経緯

- (1) 1983 年に自転車用ヘルメットの安全基準を制定し、これ以降、基準に合致し SG

マークを表示して出荷された数量は、2006年1月末までの累計で約360万個となっています。

2003年度までは自転車通学用が中心で年間10～20万個程度であったが、2004年秋以降、自転車同乗幼児の頭部保護の重要性から幼児向けヘルメットが普及し、2004年度のSGマーク表示数量は542千個、2005年度(2005年4月～2006年2月)のSGマーク表示数量は523千個と大幅に増加しています。

(備考) 最近の自転車用ヘルメットのSGマーク表示状況

年 度	表 示 数 量 (個)
2000	115,172
2001	91,468
2002	146,486
2003	197,201
2004	542,267
2005年4月～ 2006年2月	522,542

(2) 今回の改正については、当協会内に「自転車用ヘルメット専門部会」(部会長：高津光洋 東京慈恵会医科大学教授)を設け、2005年4月から7月にかけて審議・基準案作成を行い、上部の組織である安全管理委員会(委員長：大本修 芝浦工業大学名誉学長)の審議を経て、同年11月に改正基準を制定しました。

4. 今後の予定

新基準による申請は4月1日から受け付けを開始し、その後、新基準により認証した製品が市場に出回ることとなります(2か月間の経過措置を設け、6月1日から完全実施)。

5. 本件の詳細は、(財)製品安全協会のホームページ(<http://www.sg-mark.org>)をご覧ください。

【プレス発表／取材に関する窓口】

財団法人製品安全協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-5-9

共同ビル(本町1丁目)7階

広報チーム 古橋

業務グループ 三枝

電 話：03-5255-3631(広報チーム)

03-3517-5411(業務グループ)

FAX：03-3517-5831

Eメール：mail@sg-mark.org

